

北越谷駅周辺の「路上喫煙禁止区域の指定」及び「喫煙トレーラーの設置」について

1. 目的・背景

市内で2か所目となる「路上喫煙禁止区域」を北越谷駅周辺に指定することにより、路上喫煙対策を強化するとともに、喫煙所（喫煙トレーラー）を設置することで、喫煙者と非喫煙者の共生を図ることを目的とする。

なお、喫煙トレーラーについては、その費用対効果や運用の課題等を整理検証し、今後の各駅等の禁止区域拡充に向けて検討する。

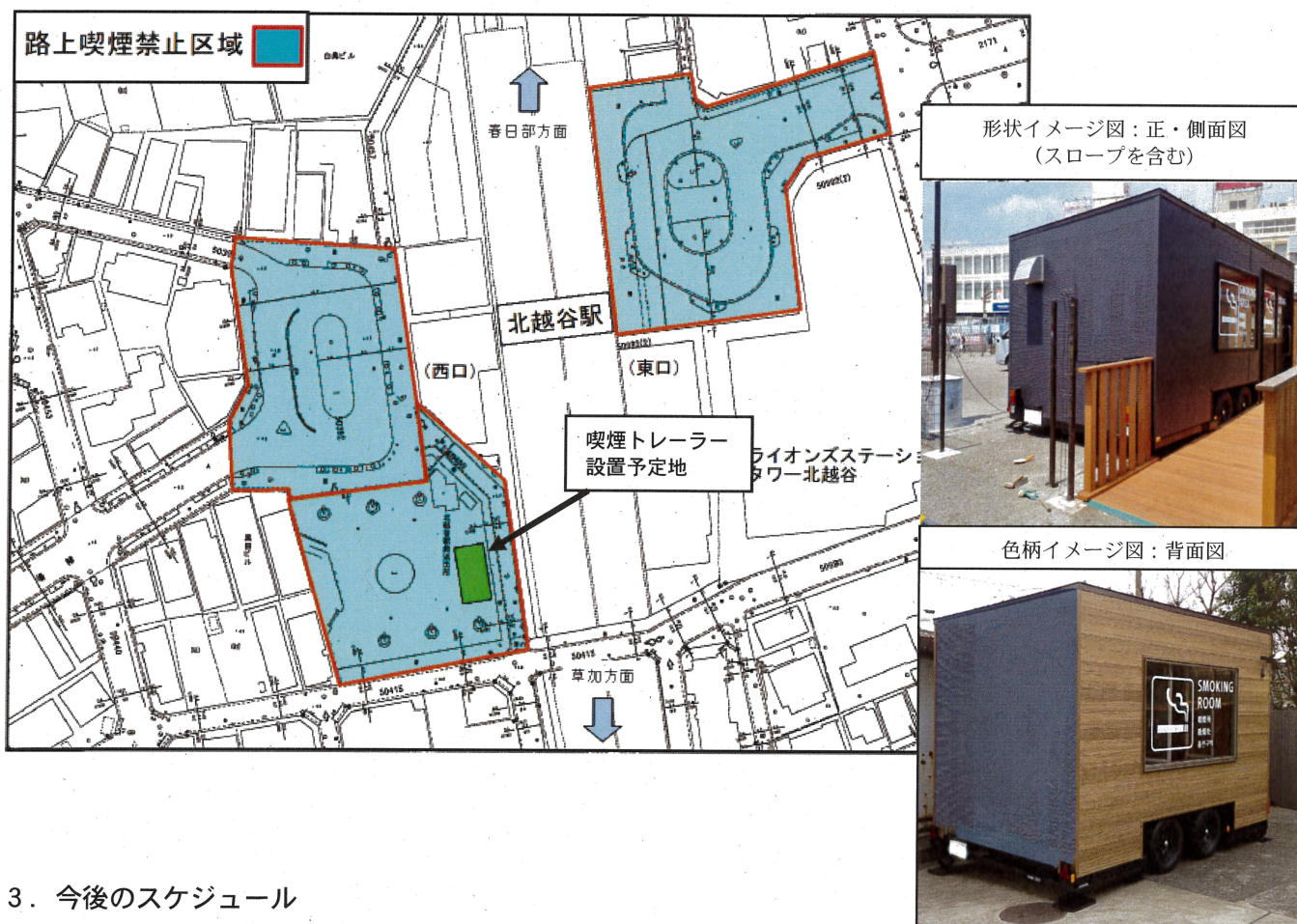
2. 路上喫煙禁止区域及び設置場所（下図のとおり）

路上喫煙禁止区域：北越谷駅周辺（**告示** 令和4年3月1日 **指定** 令和4年6月1日～）

喫煙トレーラー：西口さくら広場内 **運用時間** 7:00～20:00（予定）

運用期間 リース契約（60か月 令和4年3月1日～令和9年2月28日）

※感染対策：トレーラー内に大型の空気清浄機を設置し、煙や臭い漏れ等を防ぐとともに、消毒や人数制限を設けるなど感染対策を徹底。



3. 今後のスケジュール

令和4年2月末日	喫煙トレーラーの納品等
令和4年3月1日	喫煙トレーラーの運用開始・北越谷駅周辺の禁止区域告示
令和4年3月～5月	北越谷駅周辺の禁止区域の周知等
令和4年6月1日～	北越谷駅周辺の禁止区域の指定